

町内会費徴収業務委託内容届出書(新規・変更)

御中(不動産取引社、以下「乙」という。)

賃貸委託契約書の町内会費について、以下の通り届出致します。

1. 委託建物

建物所在地			
建物名称		建物戸数	(居住用 戸 事業用 戸)

2. 町内会費の可否と支払方法

回収有無	ア なし イ あり	適用開始	西暦 2 0 年 月
支払方法	入居者から回収できた月分だけ町内会の口座へシステムで支払う		

3. 乙が入居者から徴収する町内会費額

町内会費	徴収額()円/月(戸当たり)
入会金	ア なし イ ()
免除する場合	ア 1ヶ月未満は全額免除 イ ()

※上表は、乙が徴収する、一戸当たりの月額金額を記入してください。(年会費の場合にも、月額にしてください。)
※免除・ ・入居・退去月において、一定日数未満の入居日数の時に町内会費を免除する場合。

4. 町内会に関する事項

町内会名	TEL — —				
住所	〒 住所：				
町内会名	TEL — —				
住所	〒 住所：				
町内会名	TEL — —				
住所	〒 住所：				
口座振替	(銀行・信金・農協) 支店				
	普通・当座	口座番号		口座名義 (ｶﾅ)	

5. 支払い方法及び金額

支払いタイミング	ア 月払い イ 半年払い (月 月) ウ 年払い (月) エ ()
支払日	ア 5日 イ 15日 ウ 5日 工 家賃支払日 オ ()
最大支払	ア 当月分までを支払う イ 前月分を支払う

※ 部屋毎の支払いになります。
※ 支払いは後払いになります。(回収できているものが対象となります。)
※ 支払い対象は、入居中のみとなります。
※ 町内会への支払い方法については、乙で対応できない場合もあります。
※ 支払日が銀行休日時の場合、翌営業日の支払いとなります。

6. その他町内会費の支払いについてのご要望等がある場合は、貴かにご記入ください。

《ご確認事項》

- ① 支払先口座が変更となった場合には、口座変更の届出が必要となります。ご指定の口座へお支払いした金額について後日の変更は、お受け致しかねますのであらかじめご了承願います。
- ② 本届出書を「賃貸委託契約書」の変更契約書とみなすものとします。但し、該当する部分に限ります。
- ③ 入居中(入居申込済の方を含む)の部屋がある場合、変更は入居者様の同意が必要であり、次回賃貸契約更新時、又は再入居者斡旋時に変更を行う場合があることをあらかじめご了解願います。

年 月 日

管理委託者 住 所
(アパート住人の氏名)
氏 名 印